

料金表

上・下水道使用料

上段は1か月当たり(2か月当たり)

	水 量	水道料金	下水道使用料
基本料金	0m ³ ~ 8m ³	710円	470円
	(0m ³ ~ 16m ³)	(1,420円)	(940円)
超過料金 (1 m ³ につき)	9m ³ ~ 10m ³	75円	35円
	(17m ³ ~ 20m ³)		
	11m ³ ~ 20m ³	150円	69円
	(21m ³ ~ 40m ³)		
	21m ³ ~ 30m ³	205円	85円
	(41m ³ ~ 60m ³)		
	31m ³ ~ 40m ³	270円	103円
	(61m ³ ~ 80m ³)		
	41m ³ ~ 50m ³	315円	123円
(81m ³ ~ 100m ³)			
51m ³ ~ 100m ³	352円	139円	
(101m ³ ~ 200m ³)			
101m ³ ~ 500m ³	361円	163円	
(201m ³ ~ 1,000m ³)			
501m ³ ~ 1,000m ³	366円	188円	
(1,001m ³ ~ 2,000m ³)			
1,001m ³ ~	371円	206円	
(2,001m ³ ~)			
湯屋用	1 m ³ につき	60円	11円
臨時用	1 m ³ につき	700円	

メーター料

20 mmまで	25 mm	30mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm	150 mm
50円	70円	200円	300円	2,000円	2,300円	3,000円	12,000円
(100円)	(140円)	(400円)	(600円)	(4,000円)	(4,600円)	(6,000円)	(24,000円)

(注)口径200mm以上については、管理者がその都度定める。

上記料金表により算定した額に、消費税・地方消費税相当額が加算されます。

(算出額1円未満切り捨て)

(改定)水道 平成26年1月1日
平成26年1月1日

用途別適用基準

用途	適用基準
一般用	湯屋用、臨時用の適用基準以外のもの
湯屋用	公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)による許可を受けた公衆浴場のうち、物価統制令施行令(昭和 27 年政令第 319 号)第 11 条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和 32 年厚生省令第 38 号)第 2 条の規定により、大阪府知事が定める入浴料金の統制額の適用を受けるものの用に供するもの
臨時用	工事用、その他臨時の用に供するもの